○財務省令第十三号

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行に伴い、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　財務大臣　野田　佳彦

支出官事務規程等の一部を改正する省令

（支出官事務規程等の一部改正）

第一条　次に掲げる省令の規定中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

一　支出官事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十四号）附則第五条

二　支出負担行為等取扱規則（昭和二十七年大蔵省令第十八号）附則第五項

（歳入徴収官事務規程等の一部改正）

第二条　次に掲げる省令の規定中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（）」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（）」に「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令（）」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令（）」に改める。

一　歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）附則第三項

二　児童手当法に基づく拠出金等の納付手続の特例に関する省令（昭和四十六年大蔵省令第七十七号）附則第二項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第四十六号

国民生活等の混乱を回避するための平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）の施行に伴い、並びに平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）第二十三条第一項、第二十七条、第三十条第一項及び第三十二条の規定に基づき、平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　厚生労働大臣　細川　律夫

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則（平成二十二年厚生労働省令第五十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則

第一条第一項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第十三条の表第十二条の二の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令」に改め、同表第十二条の四（見出しを含む。）の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改め、同表第十二条の八の項中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

第十六条中「、平成二十三年三月」の下に「から同年九月までの間」を加える。

様式第七号を次のように改める。

様式第７号（第14条関係）

整理番号

子ども手当に係る寄附の申出書

（寄附先）　　市町村長

私は、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律第23条第1項の規定に基づき、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、　　市町村長から支給を受ける子ども手当の額のうち、以下の額につき、当該子ども手当の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

□子ども手当の全部（各月の手当額の全部を寄附）		1万3千円×　　＝	円
□子ども手当の一部（各支払期月毎に右の額を寄附）	平成22年6月支払期（4月分、5月分）	1万3千円×　　＝	円
	平成22年10月支払期（6月分～9月分）	1万3千円×　　＝	円
	平成23年2月支払期（10月分～1月分）	1万3千円×　　＝	円
	平成23年6月支払期（2月分～5月分）	1万3千円×　　＝	円
	平成23年10月支払期（6月分～9月分）	1万3千円×　　＝	円

（注）寄附の額は、各支払期月における手当額の範囲内で、1万3千円に自然数を乗じた額とします。

平成　　年　　月　　日

住　所

氏　名　　㊞

【備考】必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。